

平成 25 年度における独立行政法人労働政策研究・研修機構の  
障害者就労施設等からの物品等の調達を推進を図るための方針

独立行政法人 労働政策研究・研修機構

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 6 条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する基本方針（平成 25 年 4 月 23 日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、平成 25 年度における独立行政法人労働政策研究・研修機構（以下「機構」という。）の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定める。

1 障害者就労施設等からの物品等の調達の目標

障害者就労施設等（法第 2 条第 4 項に規定する障害者就労施設等をいう。以下同じ。）からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達については、平成 24 年度の実績を上回ることを目標とする。

2 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する事項

独立行政法人労働政策研究・研修機構においては、障害者就労施設等からの物品等の調達について、基本方針に即するとともに、次のとおり取り組む。

（1）調達方針の適用範囲

調達方針は、機構内の全ての部署に適用する。

なお、調達を担当する部署（経理部会計課）は、「別紙」の物品等の品目分類及び調達先の分類を参考に、障害者就労施設等からの物品等の調達を推進する。

（2）随意契約の活用等

物品等の調達に当たっては、予算の適正な使用並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、法の趣旨に基づいて、機構契約事務実施細則（平成 15 年 10 月 1 日施行）第 30 条第 1 項第 9 号を適用して障害者就労施設等と随意契約を締結するなど、障害者就労施設等からの物品等の調達を積極的に推進する。

また、競争参加資格を定めるに当たっては、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 43 条第 1 項に規定する法定雇用障害者数以上の障害者を雇用していること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等障害者の就労を促進するために必要な措置を講ずるよう努める。

（3）調達実績の公表の方法

当機構における障害者就労施設等からの物品等の調達実績については、本事業年度終了後に、法第 7 条第 1 項に基づき、その概要を速やかにホームページに公表する。

## 【物品・役務の品目分類】

| 種別 | 品目          | 具体例  |
|----|-------------|--|
| 物品 | 事務用品・書籍     | 筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍など                        |
|    | 食料品・飲料品     | 弁当、飲料、コーヒー、茶など                                 |
|    | 小物雑貨        | 食器類、陶磁器、ガラス製品、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食など            |
|    | その他の物品      | 机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物台など上記以外の物品          |
| 役務 | 印刷          | ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、封筒などの印刷              |
|    | クリーニング      | クリーニングなど                                       |
|    | 清掃・施設管理     | 清掃、除草作業、施設管理など                                 |
|    | 情報処理・テープ起こし | データ入力・集計、テープ起こしなど                              |
|    | 飲食店等の運営     | 食堂、喫茶店など                                       |
|    | その他のサービス・役務 | 仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、筆耕、文書の廃棄、資源回収・分別など |

【調達先の分類】

|   |                |  |
|---|----------------|--|
| a | 就労継続支援 A 型・B 型 | 障害者総合支援法第 5 条第 1 4 項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。   |
|   | 就労移行支援         | 障害者総合支援法第 5 条第 1 3 項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所      |
|   | 生活介護           | 障害者総合支援法第 5 条第 7 項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所。 |
|   | 障害者支援施設        | 障害者総合支援法第 5 条第 1 1 項に規定する障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）                      |
|   | 地域活動支援センター     | 障害者総合支援法第 5 条第 2 5 項に規定され、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所。                         |
|   | 小規模作業所         | 障害者基本法第 2 条第 1 号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第 1 8 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設。    |
| b | 共同受注窓口         | 受注内容に対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務を行う。   |
| c | 特例子会社          | 障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社。                         |
|   | 重度障害者多数雇用事業所   | 重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主。  |
|   | 在宅就業障害者        | 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者。  |
|   | 在宅就業支援団体       | 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体。  |

## 【関係法令】

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律

(定義)

第2条第4項 この法律において「障害者就労施設等」とは、障害者就労施設、在宅就業障害者及び障害者の雇用の促進等に関する法律第74条の3第1項に規定する在宅就業支援団体をいう。

(障害者就労施設等が供給する物品等の調達方針)

第6条 各省各庁の長及び独立行政法人等の長(当該独立行政法人等が特殊法人である場合にあっては、その代表者。以下同じ。)は、毎年度、基本方針に即して、物品等の調達に関し、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を作成しなければならない。

2 前項の方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 当該年度における障害者就労施設等からの物品等の調達の目標
- 二 その他障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する事項

3 各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、第1項の方針を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、第2項の方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うものとする。

(調達実績の概要の公表等)

第7条 各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、毎会計年度又は毎事業年度の終了後、遅滞なく、障害者就労施設等からの物品等の調達の実績の概要を取りまとめ、公表するとともに、厚生労働大臣に通知するものとする。

障害者の雇用の促進等に関する法律

(一般事業主の雇用義務等)

第43条第1項 事業主(常時雇用する労働者(以下単に「労働者」という。)を雇用する事業主をいい、国及び地方公共団体を除く。以下同じ。)は、厚生労働省令で定める雇用関係の変動がある場合には、その雇用する身体障害者又は知的障害者である労働者の数が、その雇用する労働者の数に障害者雇用率を乗じて得た数(その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。第46条第1項において「法定雇用障害者数」という。)以上であるようにしなければならない。